

令和8年3月  
川崎市総合教育センター  
情報・視聴覚センター

# 5分でわかる情報教育Q&A

第19版（令和7年度特集版）

# はじめに

## ○5分でわかる情報教育Q&Aの発行について

冊子発行のきっかけは、平成19年3月に作成した「5分でわかる情報モラルQ&A」です。「情報モラル教育は難しい、専門知識がない、資料が見つからない」という先生方の声に応え、「いつでも、どこでも、だれでも」情報モラル教育について学べる冊子を目指しました。その後、川崎市立学校におけるGIGAスクール構想の推進など情報教育の充実に向け、社会の変化や情報化の進展に対応できるよう内容を見直し、毎年改訂を続けています。平成28年4月からは、タイトルを「5分でわかる情報教育Q&A」と改めて発行してきました。

タイトルにある「5分でわかる」には、この冊子を5分で理解するのではなく、日々忙しい先生方が「今、必要な情報の1つ」を「5分で指導に役立てることが  
できる」ようにという思いを込めています。

今年度は、令和7年度に話題となった内容を「特集版」としてピックアップしました。日々の授業やその準備などに幅広く役立ててください。

# 特集 1 生成AIと情報モラルについて

**将来的に生成AIを使用した学習活動が当たり前になる前に、  
情報モラル教育をしっかりと行っておく必要があります。**

令和6年12月26日公表 文部科学省「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」  
9ページ「情報モラル教育の一層の充実について」より

**生成AIの普及を念頭に置き**つつ、発達段階に応じて以下のような**学習活動を強化する**ことが求められる。

- 情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動
- ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動
- 情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動
- 情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動
- 情報セキュリティの重要性とその具体的対策について考えさせる学習活動
- 健康を害するような行動について考えさせる学習活動
- インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性がある、どこかに記録が残り完全に消し去ることはできないといった、情報や情報技術の特性についての理解を促す学習活動

※令和8年度から、実践校にて児童生徒の活用が検証されます。

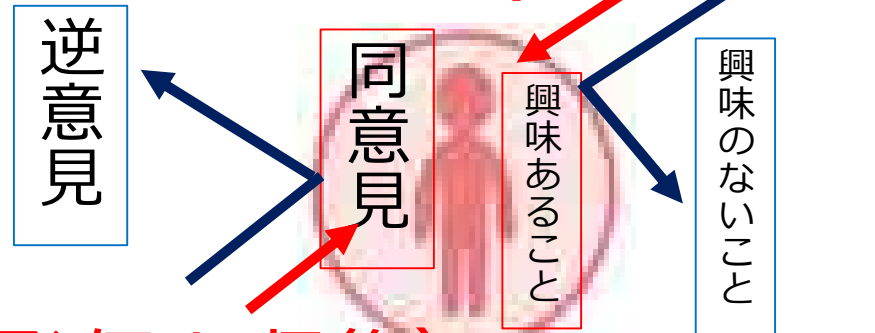
# 特集2 SNSと情報モラルについて

インターネットの問題点や課題点を知り、子どもに紹介してください。

人間の傾向とネットの特性の相互作用に先生方も注意しましょう！

## フィルタバブル (ブラウザ検索やYouTubeなど)

検索履歴やクリック履歴においてユーザーにとって見たい情報が優先的に表示され、観点に合わない情報から徐々に隔離され、自身の考え方や価値観の中に孤立するという情報環境のこと (自覚なく泡の中に閉じこもっているイメージ)



## エコーチェンバー (SNSでの情報発信と収集)

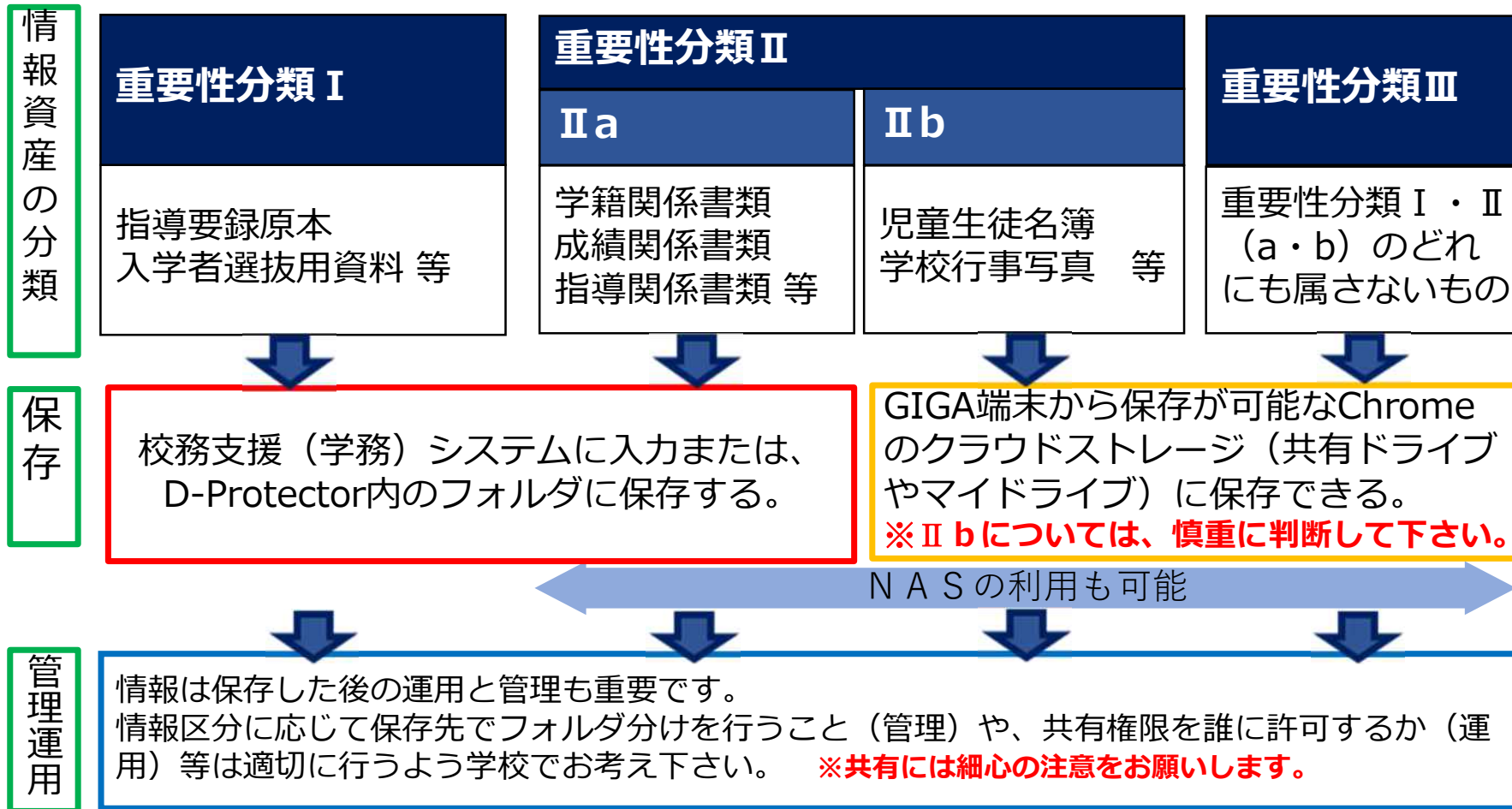
ソーシャルメディアを利用する際、自分と似た興味関心をもつユーザーをフォローする結果、意見をSNSで発信すると自分と似た意見が返ってくるという状況のこと (賛同する意見が反響するイメージ)



※SNSに投稿する (情報発信) 前に冷静になることが重要です。

# 特集3 可搬媒体の考え方について

各学校で、デジタルデータの整理・削除、可搬媒体の削減を行ってください。



○USBメモリをはじめとした可搬媒体の使用は年々**取り扱いに制限**が設けられています。

○データを整理して、**必要不可欠なもの以外は所持をしない**ようにしてください。

# 特集4 情報セキュリティについて

川崎市の教員として情報セキュリティの意識を全員が持ってください。

情報セキュリティ = 情報資産に係る機密性・完全性・可用性の維持

◆可搬媒体（USBメモリ等）や  
紙資料



勝手に持ち出しできたり、**長期**  
**間の持出しが許される**雰囲気は  
ありませんか？

◆IDやパスワード



誰でも見られるところにメモ  
を貼ったり、**他の人にこっそり**  
**パスワードを教えたりして**  
いませんか？

担当者だけが管理を行うのではなく、先生方1人1人が定期的に確認したり、声を掛け合ったりして、  
学校全体の情報セキュリティ意識を向上させてください。情報の外部持ち出しは貸出簿・返却簿への  
記録をするようにしてください。情報セキュリティで御不明な点は情報・視聴覚センター（844-  
3711）まで、お問い合わせください。

# 特集5 著作権について

改正著作権法第35条では、「授業の過程」で著作物を無許諾・無償で複製すること、無許諾・無償又は補償金で公衆送信すること、無許諾・無償で公に伝達することを認めています。ただし、授業で使うからといって「何でも」複製できるわけではありません。

**学校で著作物を利用できる場合について確認をしてください。**

## ①引用する→**範囲や主従を分ける必要があります。**

引用の目的上正当な範囲内で自分の著作物に他人の著作物を引用して利用することができる。

## ②授業の過程→**教育効果が期待され必要である場合は利用できます。**

教育を担当する者及び授業を受ける者は、授業の過程で利用するために著作物を複製し、公衆送信や公の伝達をすることができる。**著作権法第35条（著作権の特例）**

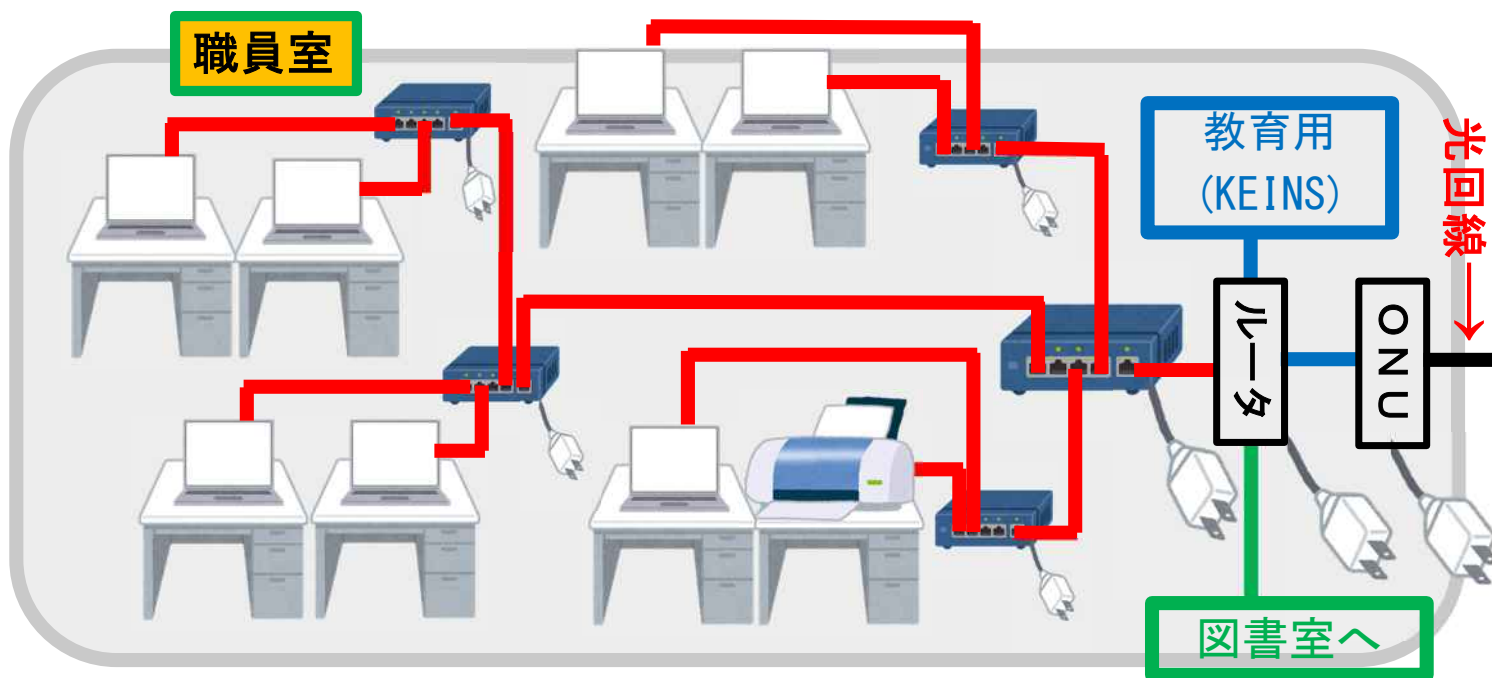
著作権者の利益を不当に害する場合は複製が認められません。（例えば、問題集などを児童生徒分の印刷をして授業で配布することは著作権法35条の適応範囲外です。）

学校行事で使用する音源はJasrac等へ申請が必要になる場合があります。また、iTunes等を使用したダウンロード音源はアプリケーション内の規約も遵守する必要があります。

# 特集 6 リース機器の管理について

各学校で、リース物品の管理をお願いします。

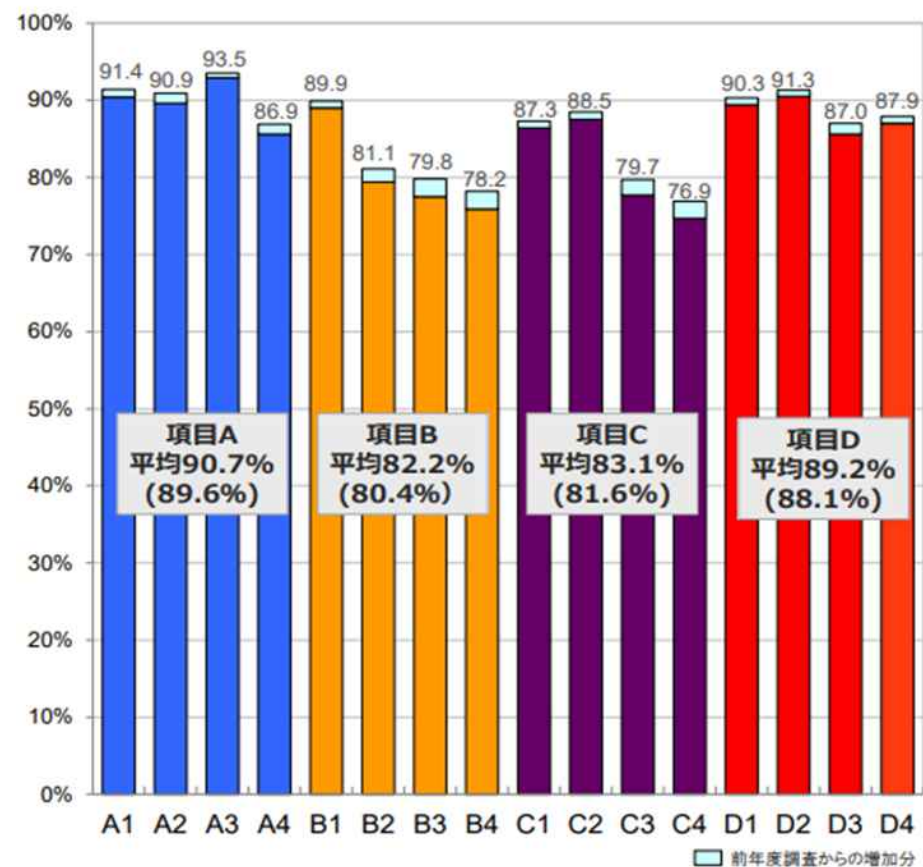
学校にある端末等は、借りている機器であり、5～6年間使用します。**(大切に使用)**  
また、リース期間終了後は**すべての物品を返却**します。**(故障の場合は修理)**、**D-Protectorも返却** (校務用コンピュータと**同数**あります)です。



※職員室のネットワーク構成について、利用者全員がイメージできるとループ等の**ネットワーク障害時の対応が早くなります**。

※ONUは校務用の他にGIGAと行政用（イントラ）の**合計3つ**あります。

# 参考 教員のICT活用指導力について



教員のICT活用指導力の状況も報告されています。

●A教材研究・授業準備・評価・校務などにICTを活用する能力  
できる・ややできると回答

**89.2%** (47都道府県中**42番**→**38番**)

●B授業にICTを活用して指導する能力  
できる・ややできると回答

**81.5%** (47都道府県中**39番**→**26番**)

●C児童生徒のICT活用を指導する能力  
できる・ややできると回答

**82.4%** (47都道府県中**35番**→**25番**)

●D情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力  
できる・ややできると回答

**88.0%** (47都道府県中**29番**→**29番**)

※各項目の各都道府県の順番について括弧内は（令和5年結果  
→令和6年結果）を表示

令和6年度学校における教育の情報化実態等に関する調査結果より

**データを利活用し、授業をさらにわかりやすくしていくために、先生方のICT活用のスキルを向上させ、SNSやインターネットのトラブルから自分を守るすべを子どもに身に付けさせるために、先生方の情報モラル・情報セキュリティの知識を広げることはこれからも重要なことです！**